

土地改良事業計画書

1. 目 的

本地区内の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所 在 香川県坂出市林田町地内

(2) 地 積 受益面積 0.9 ha 関係戸数 7 戸

(3) 現 況 本地区は、林田町の東部に位置した田園地帯であり、水稻が中心の営農であるが、地区内の水路は、老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、13aと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
- ・ 水路の整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 水路延長 54 m 起点：林田町309-1

終点：林田町309-1

(2) 水路断面 $B = 0.64 \text{ m} \times H = 0.60 \text{ m}$

(3) 構 造 二次製品水路

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着 工 令和8年9月7日

完 了 令和10年3月31日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、坂出市林田土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	4,955.50	
用地買収補償費	-	
測 量 試 験 費	544.50	
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	5,500	10a当りの事業費 611,111 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補 助 金	国 補 助 金	-
	県 補 助 金	3,025 事業費の55%
	市 町 補 助 金	1,375 事業費の25%
	小 計	4,400
地 元 負 担 金	受益者負担金	1,100
	借 入 金	- 農林漁業資金利率 償還期間 賦課基準
	小 計	1,100
	計	5,500

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	600
維持管理節減効果	75
走行費用節減効果	-
そ の 他	-
年 総 増 加 額 計	675
廃 用 損 失 額	-

n : 30 総合耐用年数
 T : 1 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 建設利息率 : $0.2 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.2

$$\begin{aligned}
 \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\
 &= 675 \div [0.0578 \times (1 + 0.0052)] - 0 \\
 &= 11,617
 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 11,617 \div 5,500 = 2.11$$

※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

土地改良事業施行事由書

本地区の1戸当たり平均耕作面積は、13aと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。

また、地区内の水路は、老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

そこで、本施設を改修整備することにより地域農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

令和8年度 単独県費補助土地改良事業
位置図【坂出市】



白木池

上所

三十六南

西梶西

松の縁

上氏部



【三十六南地区】 平 面 図



受益面積 A=0.9ha
受益戸数 7戸

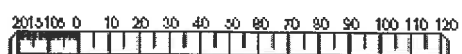
林田町

高屋町

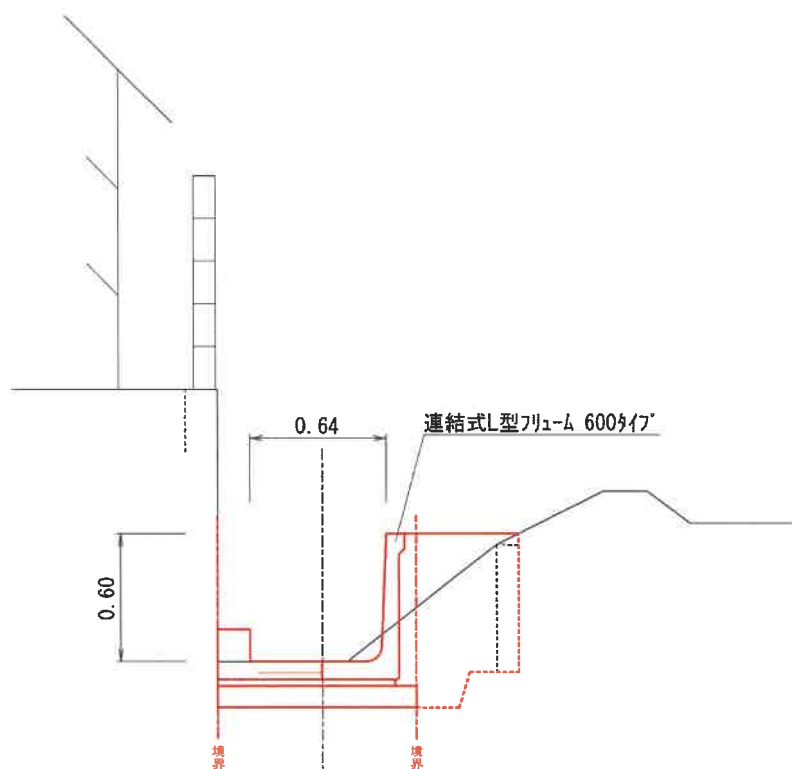
信楽寺

水路工 L=54m

縮尺 1 : 2500



三十六南地区 標準断面図



令和 8 年 3 月 23 日 総代会承認

定 款

坂 出 市 林 田 土 地 改 良 区

坂出市林田土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、坂出市林田土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第242号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

坂出市林田町一円

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) かんがい排水施設、農業用道路、その他農地の保全又は利用上必要な施設の維持管理
- (2) 前号施設の新設又は改良
- (3) かんがい排水施設、農業用道路、その他農地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧

2 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県坂出市林田町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、30人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長・副理事長)

第20条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を行う。
- 3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

- 2 第4条第1項第2号及び第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。
- 3 第4条第3項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- 4 前3項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(加入金)

第35条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10 a につき金500円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第36条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この変更定款は、昭和33年10月13日より施行する。

この変更定款は、昭和51年1月20日より施行する。

この変更定款は、昭和57年5月26日より施行する。

この変更定款は、昭和63年6月27日より施行する。

この変更定款は、平成26年8月26日より施行する。

この変更定款は、平成28年4月22日より施行する。

この変更定款は、平成29年4月25日より施行する。

この変更定款は、令和2年4月17日より施行する。

総代の書面・代理人による議決は導入しない。

この改正は、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。